

事前にいただいた質問とその回答

追加資料

No.	質問	回答
1	資料4(4)－1に「仕事と子育てを両立できる環境の整備」及び「必要なときに安心して子どもを預けられる環境の整備」を掲げていますが、財政支援を必要とする理由として「保育士の就業継続及び離職防止につながる」と記載されています。これらの地域課題と保育士宿舎借り上げ支援事業が、具体的にどのようにつながるのでしょうか。	「仕事と子育てを両立できる環境の整備」及び「必要なときに安心して子どもを預けられる環境の整備」には、十分な利用定員数を確保することが必要です。十分な利用定員数を確保するためには、児童を預かる保育士の数を安定して確保する＝継続して働いてもらう必要があります。家賃を補助することは継続して同じ園で就業することにつながると考えます。
2	宿舎借り上げ支援事業によって、保育提供体制は具体的にどのように確保されるのでしょうか。保育士の確保や定着によって、どのような効果を見込まれていますか。	宿舎借り上げ支援事業による保育提供体制への影響・効果としては、利用定員数の維持につながると考えています。
3	資料2に令和8年度は1施設4人の利用を見込んでいるとありますが、この4人はどのような根拠で算出された人数なのでしょうか。施設からの申し出や意向調査などに基づく人数なのか、それとも市が独自に見込んだ人数でしょうか。という質問でした。	令和4年度からの対象者数を基に、市が独自に見込んだ人数です。毎年平均3人の利用がありますので、対象者が増えた場合に備え、4人で予算計上しています。
4	利用を見込んでいる4人は、新規に採用される保育士を対象としたものなのか、それとも現在勤務している保育士を含むものなのか教えてください。	保育士宿舎借り上げ支援事業の対象は、保育士として採用された日から起算して5年以内の常勤の保育士となっています。
5	対象者が複数いる場合、どのような基準で支援対象者を選定するのでしょうか。また、支援を受けられる保育士と受けられない保育士がいる場合、どのように公平性を担保するのでしょうか。	勤務先保育施設から対象者に対しては、制度について周知されており、家賃補助が必要な方には行き届いていると考えます。

事前にいただいた質問とその回答

追加資料

No.	質問	回答
6	保育士への支援には、給与改善、家賃補助、通勤費支援、研修支援などさまざまな方法が考えられます。その中で、宿舍借り上げ支援事業を選択した理由を教えてください。また、通勤支援など他の支援策と比べて、保育士の確保や離職防止に効果的であると判断した根拠を教えてください。	給与改善、通勤費含む諸手当、研修支援は、別の負担金制度（施設型給付費：子どものための教育・保育給付費国庫負担金）があり、毎月園に支払っているため、職員へ還元ができていると考えております。そのため、還元できていない家賃補助をすれば職員の処遇改善となり、就業継続に繋がると考えています。
7	対象となる保育士への補助は、1人当たり何年間を想定しているのでしょうか。また、利用実績や採用、就業継続、離職防止などの効果をどのように検証するのかお伺いします。	対象が保育士として採用された日から起算して5年以内の常勤の保育士とされているため、一人当たり最長5年となります。利用実績は、補助金の実績報告の際に保育施設から報告があり、就業継続についても確認済みです。当該制度利用者の中には令和4年度から継続して家賃補助を受けている職員もいるため、家賃補助の効果は一定数あると考えます。